

富山市入札公告第 2 1 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 2 3 年富山市入札公告第 1 3 0 号）による。

平成 3 0 年 4 月 1 6 日

富山市長 森 雅 志

工 事 名	第 2 期呉羽南部企業団地整地（その 3）工事	
工 事 場 所	富山市境野新外地内	
工事完成期限	平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日	
工 事 概 要	取壊し工 N = 1 式 敷地造成工 V = 3 , 6 0 0 m ³ 擁壁工 L = 2 1 0 m 給水設備工 N = 1 箇所 雨水排水工 L = 6 5 5 m 舗装工 A = 1 4 , 3 0 0 m ² 縁石工 N = 1 式 管理施設工 N = 4 箇所 仮設工 N = 1 式	
予 定 価 格	9 0 , 3 8 0 , 0 0 0 円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、平成 3 0 年 5 月 7 日現在の事実をもって行うものとする。	
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	土木
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が 1 , 0 5 0 点以上であること。
	施工実績	平成 1 5 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の土木一式工事の元請として、この工事の予定価格の 3 割以上の金額の施工実績があること。

配置技術者	<p>1 1級土木施工管理技士と同等の資格を有する者（以下「1級土木施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けられる場合は、この限りでない。</p>
調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合</p> <p>1級土木施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>

場合の配置技術者	<p>2 契約金額が3,500万円以上の場合</p> <p>1級土木施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>
その他	<p>1 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、土木一式工事についての特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>2 次の各号の工事の入札の落札者（共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）は、この入札の落札者となることができない。</p> <p>(1) 第2期呉羽南部企業団地整地（その1）工事</p> <p>(2) 第2期呉羽南部企業団地整地（その2）工事</p>
入札及び契約を担当する課	富山市財務部契約課
契約条項等の閲覧期間	平成30年4月16日から同年5月7日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）
設計図書に対する質問期間	平成30年4月16日から同月23日まで
質問に対する回答期限	平成30年4月25日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	平成30年5月7日午後5時00分
開札日時及び場所	平成30年5月8日午前9時30分から 富山市役所東館4階入札室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有